

平成30年10月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第26018号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成30年10月9日

判 決

5 東京都台東区東上野3丁目8番7号矢口ビル5階A室

原 告 金 竜 介
同訴訟代理人弁護士 本 多 貞 雅

被 告

10 主 文

- 1 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する平成30年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の負担とし、その余を
15 被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する平成30年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、弁護士である原告が、被告に対し、被告が東京弁護士会に所属する原告について、同弁護士会に原告を懲戒することを求めた行為（以下「本件懲戒請求」という。）が、違法な懲戒請求として不法行為を構成すると主張して、不法行為に基づ
25 く損害賠償として、55万円（慰謝料のうち50万円及び弁護士費用5万円）及びこれに対する平成30年7月23日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定

の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 請求原因

別紙「請求の原因」記載のとおり

第3 当裁判所の判断

5 被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、請求原因事実を争うことを明らかにしないものと認め、これを自白したものとみなす。

ただし、損害額については、本件懲戒請求につき、東京弁護士会において原告を懲戒しないとの決定がされており、原告は、東京弁護士会や日本弁護士連合会の役員ではなく、平成28年4月22日付け東京弁護士会会長の「朝鮮学校への適正な補助金
10 交付を求める会長声明」の発出主体ではないのに、いわゆる在日コリアンであることを理由に本件懲戒請求の対象者とされたと認められることその他被告による不法行為の内容や態様、原告が受けた苦痛の内容や程度、その他本件にあらわれた一切の事情を考慮すると、被告の不法行為により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、
30万円と認めるのが相当である。また、本件訴訟の弁護士費用としては、その1割
15 に当たる3万円と認めるのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第30部

20

裁判官

浅香 幹子 

(別紙)

請求の原因

総論

本件は、被告が行った東京弁護士会への後述の懲戒請求が弁護士である原告に対する不法行為であることを理由として、被告に対し、損害賠償を求める事案である。

1 当事者

(1) 原告

ア. 原告は、東京弁護士会に所属する弁護士である

イ. 原告は、韓国国籍・朝鮮国籍、同国にルーツを有するいわゆる「在日コリアン」に該当する民族的マイノリティである。

ウ. 原告は、後述する懲戒請求の被調査人だったものである。

(2) 被告

被告は、後述する懲戒請求の懲戒請求者である。

2 懲戒制度の概要

本項において、懲戒制度の概要について述べる（甲5 弁護士の懲戒手続の流れ）。

弁護士および弁護士法人（以下「弁護士等」という）は、弁護士法や所属弁護士会・日弁連の会則に違反したり、所属弁護士会の秩序・信用を害したり、その他職務の内外を問わず「品位を失うべき非行」があったときに、懲戒を受ける（弁護士法56条1項）。

懲戒は、その弁護士等の所属弁護士会が、懲戒委員会の議決に基づいて行う。

- (1) 弁護士等に対する懲戒の請求は、事件の依頼者や相手方などの関係者に限らず誰でもでき、その弁護士等の所属弁護士会に対して行う（同法58条1項）。

懲戒の請求があると、弁護士会は綱紀委員会に事案の調査をさせ、綱紀委員会は懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当かどうかについて議決をする（同法58条2項ないし4項）。

- (2) 弁護士会は、綱紀委員会の調査の結果、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする旨の議決がなされれば、その弁護士等を懲戒しない旨の決定をし、弁護士会での手続としては終了となる（同法58条4項。不服があるときは日本弁護士連合会（日弁連）への異議申出ができる。同法64条1項）。

3 本件懲戒手続

- (1) 平成29年11月16日頃、被告は、東京弁護士会に対し、下記の懲戒事由を記載して、懲戒請求をした（以下「本件懲戒請求」という）（甲1 懲戒請求書）。

「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。」

- (2) 平成30年4月19日、上記弁護士会の綱紀委員会は、本件懲戒請求についての調査開始をした（甲4 調査開始及び調査結果の通知）。

同年4月20日、上記綱紀委員会は、「被調査人らを懲戒しない」との議決をした（甲2 議決書）。

同日、東京弁護士会は、「被調査人らを懲戒しない」との決定をした（甲3 決定書）。

同月27日、上記議決書及び決定書が原告に送達された。

(3) なお、被告は、上記議決を不服とする異議申出を日弁連に行わなかった。

4 本件懲戒請求が不法行為となること

本件懲戒請求は、下記のとおり不法行為となる。

(1) 弁護士法58条1項は、「何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。」と規定する。これは、広く一般の人々に対し懲戒請求権を認めることにより、自治的団体である弁護士会に与えられた自律的懲戒権限が適正に行使され、その制度が公正に運用されることを期したものと解される。

しかしながら、他方、懲戒請求を受けた弁護士は、根拠のない請求により名誉、信用等を不当に侵害されるおそれがある。

そして、同項が、請求者に対し恣意的な請求を許容したり、広く免責を与えたりする趣旨の規定でないことは明らかであるから、同項に基づく請求をする者は、懲戒請求を受ける対象者の利益が不当に侵害されることがないように、対象者に懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査、検討をすべき義務を負うものというべきである。

そうすると、同項に基づく懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲

戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成すると解するのが相当である（最高裁平成19年4月24日判決・最高裁判所民事判例集61巻3号1102頁、裁判所時報1435号154頁、判例タイムズ1242号107頁、判例時報1971号119頁）。

(2) 本件懲戒請求は、下記のとおり事実上又は法律上の根拠を欠くことが明らかであり、被告は、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求したものであるから、本件懲戒請求は不法行為となる。

ア 本件懲戒請求の理由は、「違法である朝鮮人学校補助金要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会及び弁護士会の確信的犯罪的行為である」というものである。

上記は、平成28年4月22日付けで東京弁護士会会長が発表した「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」（甲6）に関して述べられたものと思われる。しかし、上記声明（被告のいう「朝鮮人学校補助金要求声明」）が違法であるとの根拠はない。なお、念のため付言すれば、朝鮮学校に対する補助金の支給は、私立学校振興助成法第16条、第10条に基づくものであり、また地方自治体法第232条2項は、地方自治体が「公益上必要がある場合においては」任意の対象に補助を行うことができるとしている。

したがって、当然のことながら、上記声明に「賛同、容認し、その活動を推進すること」が弁護士会の犯罪的行為となる余地も全くない。加えて、原告は、東京弁護士会の役員ではなく、上記声明の発出主体でさえないのであるから、上記の本件懲戒の理由が、およそ原告に対する懲戒請求たり得る余地のないものではない。

そして、被告は、そのことを知っていたか、又は、通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得た。

イ 被告は、「この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒請求を求めるものである」として、原告が、外患罪（刑法第2編第3章が規定する外患に関する罪。外患誘致罪（刑法81条）や外患援助罪（刑法82条）など）に該当する犯罪行為を行っているとの事実を摘示している。しかし、原告が、外国と通謀して日本国に対し武力を行使させ、又は、日本国に対して外国から武力の行使があったときに加担するなど軍事上の利益を与える犯罪行為をした事実はない。かつ、当該事実がないことを被告は知っていた、又は、通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得た。

ウ 以上のとおり、本件懲戒請求は、事実上又は法律上の根拠を欠く。そして、被告は、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求したものである。

したがって、本件懲戒請求は、弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められ、違法な懲戒請求として不法行為を構成するものであることが明らかである。

(3) さらに、本件懲戒請求は被告の国籍ないし民族を理由として懲戒を求めるもの、すなわち、人種差別に該当する懲戒請求である。本件懲戒請求は、原告の名誉、信用等を不当に侵害されるおそれがあるものであり、本件懲戒請求は不法行為となる。

ア 本件懲戒請求によって被調査人とされた弁護士18名（甲2）の内、対象弁護士の氏名の前に「会長」「副会長」の肩書がある者は、上記声明発表当時の東京弁護士会の会長及び副会長、道あゆみ、近藤健太は、当時の日弁連の代議員である。すなわち、これらの弁護士は、その役職から対象弁護士として羅列されたものと考えられる。

イ 一方、「金竜介」から「殷勇基」までの8名は、弁護士会の役職に就い

ていたものではなく、弁護士業務において8名に共通するものはない。

他方、上記8名の対象弁護士は、いずれも「金」「成」「宋」「殷」という一般的に在日コリアンが有しているものと観念されている姓の保有者である。加えて、本件懲戒請求の懲戒事由に、「利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。」との記載があること(甲1)からすれば、被告が、「金竜介」から「殷勇基」までの8名を懲戒請求の対象としたのは、これらの者が在日コリアンであることが理由であったことが強く推認される。

ウ 日本が加入する人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)は、「人種差別」について「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義し(同1条1項)、「締結国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。」と規定し(同2条1項柱書き)、さらに、「締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。」と規定している(同6条)。この人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するものの、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、もっぱら公権力と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。しか

し、その趣旨は、本件事案において民法709条等の実定法を解釈適用するに当たっても、十分に留意、尊重しなければならない。即ち、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、条約が「人種差別」として禁止する行為の悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。

なお、私人間の不法行為の成否につき、人種差別撤廃条約が私法の諸規定の解釈にあたっての基準となること(いわゆる間接適用説)を認めた判例は、静岡地裁浜松支部平成11年10月12日判決・判例時報1718号92頁(宝石店入店拒否事件)、札幌地裁平成14年11月11日判決判例タイムズ1150号185頁(公衆浴場入店拒否事件)、大阪高裁平成26年7月8日判決・判例時報2232号34頁(京都朝鮮学校街頭宣伝差止め等事件控訴審)など多数あり、今日では確立された判例理論といえる。

エ 被告が行った本件懲戒請求は、上記のとおり、原告を含む8名の在日コリアン弁護士については、役職や弁護士業務と全く関係なく、在日コリアンという民族的マイノリティの属性を有することを理由として懲戒の対象とするものである。すなわち、本件懲戒請求は、在日コリアンであるという「民族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」であって、人種差別撤廃条約の禁止する「人種差別」に該当する。したがって、人種差別撤廃条約の趣旨に鑑み、当該行為の違法性が基礎付けられる。

以上のとおり、在日コリアンである原告に対する本件懲戒請求は、原告に向けられた人種差別行為として、原告の名誉、信用等を不当に侵害されるおそれがあるものであるから、本件懲戒請求は不法行為となる。

5 本件不法行為による原告の損害

行為の悪質性が顕著であること

本件懲戒請求が不法行為となることは前述したとおりである。

そして、その内容に鑑みれば、その悪質性が顕著であることは明らかである。

ア まず、弁護士が、事実上、法律上の裏付けを欠くことが明らかな懲戒請求を受けることは、当該弁護士の名誉、信用等に対する不当な侵害であるから、この点において、原告が重大な損害を受けたと認められる。

イ また、被告が、原告を犯罪者であるとした理由が、在日コリアンという属性に基づくものであって、本件懲戒請求が人種差別であったことに鑑みれば、原告の名誉に対する侵害は相当に大きいものといえる。

前掲の大阪高裁平成26年7月8日判決は、「人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」として、当該不法行為が、人種差別目的である、悪質性や慰謝料額において考慮されるべきであるとした。

また、人種差別撤廃条約6条は、締結国に対し、裁判所を通じて、人種差別に対する効果的な救済措置を確保するよう求めている。

従って、裁判所は、同条約の定めにも適合するよう無形損害に対する賠償額の認定を行うべきであり、「人種差別行為による無形損害が発生した場合、人種差別撤廃条約2条1項及び6条により、加害者に対し支払を命ずる賠償額は、人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならない」（京都地判平成25年10月7日判例時報2208号74頁）

上記の理は、本件においても該当するものであり、本件不法行為の悪質性は極めて高いものと評価でき、慰謝料額の算定においても増額事由として考慮されるべきである。

ウ 加えて、「懲戒事由」（甲1）には原告の行為が「外患罪」に該当すると断定している。「外患罪」は、法定刑に死刑を含む犯罪であり、とりわけ外患誘致の法定刑は死刑のみである。そうすると、本件懲戒請求は、原告が死刑に値する行為をした者と同視するものであり、原告の生命に危害を加えることを告知するものにほかならない（「あいつを縛り首にしろ！」と同類の言動）。本件懲戒請求は、原告に対する脅迫であり、原告に与えた損害（精神的苦痛）は極めて高いといえる。

(2) 原告が被った損害額

被告の不法行為による原告の損害額は、上記のとおり被告の不法行為の悪質性に照らせば下記のとおり合計55万円を下らない。

ア 慰謝料

被告の不法行為によって原告が被った精神的苦痛を慰藉するためには、相当額の慰謝料を要する。

本件訴訟では、慰謝料の内金として金50万円を請求する。

イ 弁護士費用

本件訴訟提起に要する弁護士費用は、請求額の1割相当額を下回らない。

本件訴訟では、弁護士費用として金5万円を請求する。

6 結論

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権の内金55万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

これは正本である。

平成30年10月23日

東京地方裁判所民事第30部

裁判所書記官 千葉

